

令和4年9月定例会 次世代育成・少子高齢化対策特別委員会（付託）

令和4年10月4日（火）

〔委員会の概要〕

長池委員長

ただいまから、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。（10時33分）
直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○指定管理者の公募に対する申請状況等について（資料1）

上田未来創生文化部長

それでは、この際1点、御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。

指定管理者の公募に対する申請状況等についてでございます。

未来創生文化部におきましては、徳島県青少年センターにつきまして、去る7月19日から、県のホームページにおいて募集の概要を公表するとともに、募集要項等の配布を開始いたしました。

また、8月30日には、施設に係る現地説明会を開催するなど、指定管理者の公募に必要な手続を行い、9月20日をもって、申請書類の受付を終了したところでございます。

申請の状況といたしましては、1団体からの申請があったところでございます。

今後、事業計画書などの申請書類を基に、指定管理候補者選定委員会において審査の上、当該施設にふさわしい指定管理候補者を選定し、次期定例会に、議案として提出させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

長池委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

岡田委員

まず、徳島県の医療的ケア児の支援センターについてお伺いしたいと思います。全国的に医療的ケア児の支援の取組が進んでいって、センターの設置について、いろいろできている所もあれば、現在検討中の所もあるし、今年度中にほぼほぼ皆さん、それぞれ設置予定とは聞いているのですけれども、まず、センターが支援する対象となる子供たち、ケア児と付いているので子供たちということでお伺いしますが、その定義を教えてください。

美保障がい福祉課長

ただいま岡田委員より医療的ケア児の定義について御質問を頂きました。

まず、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律におけます医療的ケア児の定義につきましては、日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童とされておりまして、18歳未満の者、それから18歳以上の者であって、高等学校等の在籍者も含むということとされております。

また、医療的ケアの定義といたしましては、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後に、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、また、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とするということとされています。

岡田委員

医療的ケア児とは、結局、18歳以上でも高等学校に在籍していれば大丈夫ですよということなのですが、一応18歳未満の子供であって、人工呼吸器とか医療的なケアが常に必要であるということで、定義されているというお話なのですが、そうしたら、徳島県内において、センター設置に向けて実態調査とかニーズの調査というのが行われているようなのですが、その概要について教えていただけますか。

美保障がい福祉課長

ただいま岡田委員から実態調査、それからニーズ調査の概要についての御質問を頂きました。

令和3年9月に先ほど申し上げました医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律が施行されたことを踏まえまして、徳島県の医療的ケア児支援センターの設置に向けた検討を行うために、令和3年12月23日、徳島県医療的ケア児支援センター検討会を設置いたしましたところでございます。

この検討会議におきまして、県内の医療的ケア児の人数把握、それから家族等のニーズ調査に向けまして調査内容、それから調査手法につきまして、医療、保健、福祉などの専門家に御検討いただきまして、令和4年4月1日現在におけます医療的ケア児の実数調査、それから医療的ケア児、御本人及び御家族の生活実態調査を行ったところでございます。

実数把握につきましては、診療報酬として請求されます在宅療養指導管理料を算定している医療機関について、国保連合会からデータの御提供を頂き、医療的ケア児と関わりがある県内の12医療機関に対しまして、医療機関が把握している医療的ケア児の実数調査を行いました。令和4年4月1日現在で18歳以下の児童が87名、ケアとしては、酸素療法、経管栄養、吸引が多く、利用医療機関といたしましては、徳島市、小松島市、吉野川市の東部周辺地域の3市でほとんどを占めているという状況でございます。

また、生活実態調査といたしまして、実数調査に御協力いただきました医療機関から医療的ケア児及びその家族に、徳島県の電子申請システムを用いました実態調査への回答をお願いして、36名の方からスマホ、パソコンから直接御回答を頂くという手法で実施しました。

その中で、医療的ケア児と共に生活を始めるときの相談先として医療機関が、生活する中での相談先は医療機関の職員が最も多く、また、在宅で生活を開始するときに必要なこととしましては、相談先の確保、介護をする上で困ったことについても、どんなサービスがあるか分からないなどの回答を多く頂いたところでございます。

また、センターが開設された場合に期待することに対する自由記述の御意見では、適切な情報交換ができる場所、気軽に相談できる場所が欲しい。寄り添って話を聞いて、福祉サービスや医療機関につなげてほしい。スムーズに子供が支援を受けられるような橋がけとなる機関になってほしいなどの御意見を頂いたところでございます。

岡田委員

そうしたら、昨年、令和3年12月23日からその検討会というのを立ち上げられて準備をしてこられているという経緯の中で、実際、徳島県内にどれぐらい対象になる子供たちがいるのかというところの数字把握もされてきたという話なのですけれど、先ほどの御答弁の中に87名という数字が出てきています。実際に調べた方法が、直接医療的ケア児の方たちにアプローチするために、指導管理料を算定している医療機関等々に御協力願ってということで人数把握をされていますのですが、その87名というのは、県内の対象となる子供たちの数、全ての数なのかという質問です。

それと対象になったその87名の中の、特にいろいろやり取りしてくださったのが36名の方という説明がありました。その中で資料等を見ていたら一定年齢のところ空白になっているのですけれども、それについてはどのような解釈をされていますか。

美保障がい福祉課長

ただいま87名とは全ての医療的ケア児の数か、また生活実態調査で特定の年齢層が抜けていることについての御質問でございました。

まず、実数調査におきます医療的ケア児の人数につきましては、県内の各医療機関等において把握しております、徳島県に住民票のある、令和4年4月1日現在で18歳以下の医療的ケア児ということで先ほど御説明させていただいたところでございますが、県外で医療機関を利用している医療的ケア児の方は含まれないということになっておりまして、少なくとも87名が県内で暮らしておられるという状況でございます。

なお、検討会議の委員の御協力も頂きまして、県外への医療機関につきましても調査をお願いしたところでございますが、御協力を得られなかったというところでございまして、この87名につきましては、県内の医療機関にかかっておられる児童のみの人数ということでございます。

なお、生活の実態調査におきまして、岡田委員おっしゃるとおり、16から18歳の方からの回答がなかったということでございますが、実数調査では16から18歳の年齢の方が10名いらっしゃるということになってございまして、この抜け落ちている理由といたしましては、調査期間内におきまして、県外の医療機関等を受診されていたということ、それから、生活実態調査への回答の御協力が頂けなかったということ、このようなものが可能性としてあると考えてございます。

岡田委員

県内に住まれている、県内の医療機関につながっている方の数は87名ということで、それが全てではないと、県としては把握されているということなのですね。それと逆に言うと、センターができて、相談窓口ができることによって、その県外の医療機関にかかられている方や、今まで医療機関にはかかられていたのでしょうか、いろいろな所でそのカウントの数から漏れ落ちていたという方も、いろんな相談を受けられるチャンスができると捉えていいのだと思います。そういう意味でも、今年度中に設置予定の医療的ケア児支援センターの機能というのはものすごく期待するところがあります。

今年度中に作りなさいというような指導もあるみたいなのですが、実際にいつとか、どのような形でとか、どのような場所であるというようなもう少し具体的などころをお伺いしたいです。どのような予定なのか、今決まっているところまで教えていただけますか。

美保障がい福祉課長

ただいま岡田委員からセンターの設置予定につきまして、御質問を頂いております。

センターにつきましては、検討会議におきまして大きな方向性を御了承いただいたところでございます。現在はセンターの受託者決定に向けまして、公募型プロポーザル方式による選定を行う方向で検討を進めてございます。

先ほど岡田委員からもございましたが、令和4年度中の開設に向けまして、プロポーザルの内容の検討を進めているところでございます。

1日も早い開設に向けまして、手続を進めてまいりたいと考えてございます。

岡田委員

開設するからには、是非、皆さんが期待できる、十分機能するものになるように準備していただきたいと思います。

それでは、まず医療的ケア児支援センターの想定している業務内容について少し詳しく教えていただけますか。

美保障がい福祉課長

ただいま岡田委員より、センターの想定している業務内容につきまして御質問を頂きました。

センターの業務といたしましては実数調査、それから生活実態調査の結果を踏まえまして、また、先ほど御説明させていただきました検討会議でも御了承いただきました医療的ケア児とその御家族に対する相談対応や関係機関への連絡調整、また関係機関及び市町村に対する相談支援及び助言、情報収集、それから家族及び支援者や関係機関等への情報提供、関係機関等が実施する医療的ケア児等支援に関する協議の場への参加、医療的ケア児等支援に対する研修等の実施などの機能を有する機関としての開設を想定しているところでございます。

岡田委員

お話を聞いていますと、今まで孤立してそれぞれの家庭で子供たちをケアしていたり、医療機関とつながったりというところをそれぞれされていたのが、センターができることによって、いろんな情報提供を受けるチャンスが増えたり、いろんな横のつながりの広がりもできたりするのかなと思っております。それでやっぱりセンターに期待するところは非常に大きいのかなと思っております。

次に、開設されるセンターについて、すばらしいものが今準備されていますよという話なのですが、いつもできましたよというところで、すごくすばらしいのですが、その情報になかなかつながらないのです。ホームページを見てくださいといわれても、大体いつもワンクリックではつながらないので、本当に困っている方が検索するところで、いろいろな検索のキーワードを入れていくというのではなくて、すぐにつながって情報を探し出せるような情報発信をしていただきたいと思います。

また、本当に孤立してケア児のケアをされている家族の方たちが少しでも皆さんと情報を共有できたり、その時間を得たりするための手立てとして、いろんな支援施策がありますよというところへのつながりができるように是非お願いしたいです。周知徹底といいいますか、せっかく作ってくれるものなので、それを皆さんに活用してもらって少しでもケア児へよりよいケアができるような対策をとっていただきたいと思います。そのあたりはどのように考えられていますか。

美保障がい福祉課長

ただいま岡田委員より、センターに関する情報の周知徹底ということで御質問を頂きました。

情報に関します周知の徹底につきましては、大変重要なこと。特に、今回医療的ケア児ということで御本人及びその御家族に対する支援という機能を果たしていく上では、必要な方に必要な情報をお届けするということが大変重要なことであると考えてございます。

そこで、現在の考えでございますが、実数把握で御協力いただきました医療的ケア児が診療等を受ける県内の医療機関、県やセンターのホームページ、障害福祉サービスの提供を行う市町村、それから多くのケア児が学ぶ特別支援学校等など、様々な機関の御協力を得ながら、また私どもとしても工夫を尽くしてセンターの周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

岡田委員

是非周知徹底していただきまして、皆さんが気軽に相談できる窓口として活用していただけるようなものになってほしいなと期待しています。

それと、もう一つ、ケア児について先ほど18歳という年齢を一つのキーワードでおっしゃっていたのですが、やはりその支援が必要な子供たちにとっては18歳になったからといって、現状が回復するということがなかなかないと思われる方もいらっしゃると思います。その場合、18歳に達した以降の支援というところも非常に重要になってくると思うのですが、18歳未満だけが対象なのですか。その18歳の年齢を超えても、医療的ケア児の子供たちをサポートするという体制づくりということは考えられていませんか。

美保障がい福祉課長

医療的ケア児支援センターにおいて支援する医療的ケア児につきましては、法律上18歳未満の者、若しくは18歳以上でも高等学校に在学する者ということになってございますが、18歳未満でもそれぞれのライフステージ、それから18歳以降におきましても、例えば高等学校を卒業した後も含めまして、様々なライフステージに応じた相談の窓口として機能することが重要であると考えてございます。

したがいまして、当センターにおきましては、18歳以上の医療的ケア児でなくなった後におきましても、引き続き相談等の支援を行ってまいりたいと考えてございます。

岡田委員

子供たちの年齢で区切るのではなく、支援が必要なときに相談ができるような体制づくりというのを、是非構築していただきたいなと思います。

今回、医療的ケア児の支援センターが県内にできるということで、お話を伺って非常に安心しました。それとやはり各家族で悩まれていることを、皆さんと問題意識を共有しながらその子供たちの健全な育成と健康の維持のために話ができる、相談できる窓口ができるということは、支えている御家族の方にとっても周辺の皆さんにとっても、非常に有り難いことだと思います。利用することによって、今までいろんな所で聞いていた話が一括で聞くことができるという仕組みづくりは非常に重要なことだと思います。今までのように取りあえず所轄ではないから隣ですよとか、どこそこですよとか言われるのではなく、でき上がった相談窓口に行けば、その窓口を通して全ての物事が解決する、そのようなセンターに是非なっていたきたいなと思います。

利用される方の声に寄り添いながら、是非その時々で進化していったきたいなと思います。特に医療的なケアが必要な子供たちが対象になっていますので、新しい医療の在り方や、進化する医療の情報共有もしていきながら、子供たちが少しでも楽に暮らしていける、活動していけるように情報の発信もするようなセンターに、是非していただきたいなと思います。そして、ひいては徳島県が子育てしやすい、子育てする方々に温かい県として位置付けられるようなすばらしいセンターができることを期待しています。

もう一つは、確実にすばらしいものを作っていたきたいので、時間を掛けてゆっくり検討していただくのもいいのですけれど、やはり相談窓口が1か所になることには、有益性と利便性がありますし、それと相談する側からすると、ここに連絡したらいいのだという、その連絡先を言ってくれることによってすごく心のゆとりができてくると思います。

令和4年度内にはできるというお話だったのですけれど、できるだけ早く設置していただけるように検討していただきまして、ケア児の方たち、その家族の方たち、またサポートする方たちにとって本当にすばらしい県になるような取組にしていいただければなと要望させていただきます。よろしく願いしたいと思います。

森口保健福祉部長

ただいま岡田委員から医療的ケア児に関する様々な御提言を頂戴しました。

さきに実施しました生活実態調査はやはり相談でありますとか、関係機関との連絡調

整、これらを求めるお声を多く頂いているところでございます。

また、専門家で構成します検討会議、こちらにおきましても、岡田委員から御意見がございましたとおり、御本人や御家族の相談、それから関係機関との連絡調整などの業務を通じて、しっかりとセンターも機能を充実していくということが必要という御意見も頂戴しております。

こうした形でお声も踏まえながら、センターの運営を県としては行っていきたいと考えておりますが、先ほどお話もありましたように、何よりも確実に相談対応とか連絡調整、情報提供ができるような受託者を早期に選定いたしまして、1日でも早く支援ができるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

岡田委員

是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう1点、質問なのですが、今回、本会議で幼小中高における道徳の教育についての御答弁が教育長からあったのですが、子育てについて今現場としては、保育園や認定こども園の子供たちと、幼稚園の子供たちが同じ小学校に上がっていくという仕組みになっております。

それで、当然教育委員会の所管は幼稚園なのですが、保育園であったり、認定こども園であったりという所における子供たちへの道徳教育という部分に関しては、どのような現状なのか、教えていただけますか。

高島次世代育成・青少年課長

保育所、認定こども園におきます道徳教育でございますが、まず、保育所につきましては、保育所保育指針におきまして、子供が小学校入学までに育まれるべきものを、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿として、10個の具体的な視点から捉えて明確化しております。

この中で、道徳性、規範意識の芽生えという視点が挙げられておまして、友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立った行動をするようになる。また、決まりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いをつけながら決まりを作ったり、守ったりするようになる。

また、認定こども園につきましては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領におきまして、人との関わりに関する人間関係の領域として、これも同様の項目が定められております。これらの指針、要領に基づきまして、それぞれの保育施設におきまして、子供の道徳性、また規範意識を育む教育・保育に努めていただいているような状況でございます。

岡田委員

そうしたら、現状は保育園も認定こども園も同じように子供たちの道徳教育、モラルの勉強については項目を定めて、いろんな視点で学びのカリキュラムを作られているということなので、今説明をお伺いしてよかったなといいますか、現状としてきちんと機能しているのだということが分かりました。

この質問を思ったのは、今までなら、特に地元である鳴門市は幼稚園から小学校に入るという仕組みになっていました。小学校の横に幼稚園が造られていて、幼稚園の子のお世話は小学校の5、6年生の子がしていて、5年生の子が掃除の手伝いに行って、6年生の子は給食の手伝いに行くというような、幼小連携ということがずっと定番のカリキュラムとしてありました。けれども、この10年、15年ぐらいの間に認定こども園という制度が入ってきたり、また小学校就学前の年齢まで保育園で過ごして、それからすぐ、幼稚園へ行かずに保育園から小学校に上がるという子供たちも非常に増えてきていることも実感しております。

それはそれぞれの家庭にとって預け先としていろいろ選択肢ができたという意味では、非常にすばらしいし、保護者の方にとっても働く時間の都合に合わせて、それぞれの選択肢があるということは非常に有り難いと思う反面、認定こども園ができるときに、文部科学省と厚生労働省と所轄が違う所が合体してどうなるのかということは、皆さんが疑問に思っていたところがあるのです。

何が言いたいかというと、今お話ししていたら、小学校へ上がるに当たって、幼稚園教育というところで今までカリキュラム化されていたものが保育園と認定こども園でも同じようにされている、きちんとそのカリキュラムでされていますというお話だったので、それは一つそこでされているのであれば、それでいい話なのです。

子供たちが小学校に上がるまでにここまで学んでくださいというところを共通認識として共有していただきたいなということと、幼稚園、保育園、認定こども園と保護者からすると子供の預け先として、恐らくほぼほぼどこも同じだという感覚で預けられているところがありますので、その在籍中に学ぶことが違うということがないように。そこが一つのポイントで、私としては、みんな小学校へ上がるまでにどこに通っていても同じような学びのチャンスがあって、カリキュラムを受けて小学校に上がるのですよというところの公平性を担保していただきたいなと思って、今日、質問させてもらっているのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

幼稚園、保育所、認定こども園の同一な水準といいますか、同じような道德教育ということですが、今現在は、先ほど申しましたように、それぞれの指針でありましたり、要領に基づきまして教育・保育に努めていただいている状況でございます。

また、国におきましては、来年4月のこども家庭庁の創設に向けまして策定されております、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針におきまして、施設の類型を問わず共通の教育・保育を受けることが可能になるよう、例えばこども家庭庁につきましては、就学前の子供の健やかな成長のための環境確保及び子供のある家族における子育て支援に関する事務を所管する観点から文部科学省の定めます幼稚園の教育内容の基準策定に当たり、協議を受けることといたしております。また、文部科学省は幼稚園教育の振興に関する事務を所管する観点からこども家庭庁が定める保育所の保育内容の基準策定に当たり協議を受けるということで、これらの教育・保育の内容の基準を共に策定することとなっております。

また、幼保連携型認定こども園の教育・保育の内容の基準をこども家庭庁及び文部科学

省が定めることと併せまして、この3つの施設における教育・保育の内容の基準の整合性を制度的に担保するということとされております。

このことからこども家庭庁と文部科学省がしっかり連携をしながら協働して、それぞれの指針、要領が策定されまして、質の高い教育・保育が受けられる取組が充実するものと考えております。

岡田委員

全てはこども家庭庁の計画にのっとってされていくということで、そこで協力し合いながら、それぞれが質の高い教育が受けられる機会を平等に与えていただけるというようなお話でした。それは私が心配していたところだったので、非常によい取組を進めていかれるのだなと思いました。

それと、今おっしゃっている所以外にも、子供を預ける先としていろんな選択肢がありますので、やはりそこで育てられた子供たちも、課長がおっしゃるように就学前には同じような水準に達している。そして、また同じような経験といいますか、同じような学びをした子供たちが小学校に入ることができることを是非担保していただきたいなと思います。

県におかれましても、いろんな子供たちの育み施設といいますか、幼稚園や保育園をはじめとするというシンプルな時代から、今や選択肢が増えてきていますので、いろいろな所で育つ子供たちの成長過程において、就学前に経験するという部分においても同じような体験をしたり、そしてまた同じような教育を受けたりというところの公平性は是非担保できるように、県としても取組を進めていただきたいなと思います。

今おっしゃったように、こども家庭庁を設立するに当たって、その話は議論されますということだったのですけれども、県においてもそのあたりを認識していただきまして、特にその部分の公平性と子供たちの機会平等といいますか、それと就学前の子供たちの水準を上げてもらえるというような取組に是非つなげていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

国においては、先ほど申しましたこども家庭庁において、一定水準の質の高い教育・保育が保たれるようにするという事で、県におきましてもやはり同一水準といいますか、公平性を担保できるような形で十分取り組んでまいりたいと考えております。

岡田委員

是非よろしく願いしまして、終わります。

達田委員

まず初めに、運動部活動の地域移行に関する問題をお尋ねしたいと思います。

以前の委員会でもお尋ねしたのですけれども、はっきりとした具体策というのがちょっと見えてこなかったところもありますので、改めてお尋ねしたいと思います。

令和5年度以降、つまり来年度以降ですね、休日の部活動の段階的な地域移行を図ると

ということで計画がされているわけですが、これに関して、県としては今どのような取組をされているのでしょうか。

今田学校教育課長

ただいま達田委員より、運動部活動の地域移行について、現状の取組状況についての御質問を頂きました。

休日の運動部活動の地域移行に関しまして、県教育委員会におきましては、令和3年度から県立中学校3校と、小松島市において実践研究を実施し、昨年12月には中学校における運動部活動の地域移行に関する県内関係団体向け説明会におきまして、各市町村教育委員会担当者、スポーツ関係団体担当者、県中体連担当者に対し、スポーツ庁の担当課長とともに県教育委員会からの説明会を開催したところでございます。

その上で、本年6月、スポーツ庁より運動部活動の地域移行に関する検討会議、提言が取りまとめられたことを受けまして、去る8月29日に市町村教育委員会、県内スポーツ関係団体、県PTA連合会、県中体連等からなる徳島県運動部活動の地域移行推進協議会を立ち上げたところです。

同日の第1回会議におきましては、全国の取組事例の紹介、本県の実践研究の報告に加えまして、各市町村の準備に向けた状況等について意見交換を実施したところでございまして、現状といたしましては、各市町村ともに受皿となる運営団体や指導者の確保に課題意識があるといった状況であったということでございます。

達田委員

この前、お尋ねした中で、この取組に関しては、先生方の働き方改革にもつなげていくということが大きな目的であるということでした。日頃クラブ活動の指導をして、土日なども大会などのために引率とか指導をしているというような状況だと思うのです。地域に移行して、地域の指導者さんにしていただけるということになりますと、先生の負担も少なくなるかなとは思いますが、スポーツ競技になりますと、土曜日や日曜日に大会とかいろいろな行事がございます。ですから、そういうところに引率とかいきますと、どうしても休めない状況があると思うのですね。

これに関しては、ちょうどそのとき担当者の方がおいでなかったもので、明確な答弁がありませんでしたので、どういうふうに工夫をして教師の負担を軽減していくのか、どういう計画をされているのか、この点、お尋ねしておきたいと思います。

今田学校教育課長

ただいま達田委員より、教員の働き方改革や部活動の引率の負担といったことで、このような課題への対応が必要ではないかという趣旨での御質問でございました。

御指摘のとおり、休日の運動部活動の地域移行につきましては、これまで部活動は人間形成の機会や多様な生徒が活躍できる場である一方で、教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたということがございまして、休日を含めた長時間勤務の要因であり、指導経験のない教師にとっては特に過大な負担ということで部活動を学校単位から地域単位の取組として、持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現する改革という方向性で議

論、そして提言が取りまとめられたところでございます。

本県の検討状況といたしましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、8月29日に第1回協議会を開催しまして、各市町村、教育委員会等の関係者と意見交換をしたところでございます。その中で、徳島大学の佐藤教授から、まずは各市町村が持っている資源、これは市町村の競技団体ですとか、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、道場などの把握と、それから各中学校や保護者及び地域住民との意見交換が必要というふうに助言を頂いたところでございます。こうした助言や、地域の実情をしっかりと踏まえながら、本県中学生の持続可能なスポーツ環境の整備に取り組んでいくといった状況でございます。

達田委員

今、子供さんが少なくなっておりますよね。少子化で一つの学校で一つのチームを作れないというような、そういう学校も増えております。ですから、野球にしろ、バレーにしろ、あっちこっちの学校から集まってきてチームを作るといふようなところもあると聞いているのですね。

そういう学校の場合、今後地域でということになりますと、誰がどう指導するのかという課題も出てくるかと思うのですけれども、今、1校だけできちんとやれている所、それから、集まらないとできない所を、どういうふうにしていこうという計画をお持ちでしょうか。

今田学校教育課長

ただいま達田委員より、指導者の確保の課題に対してどう対応していくかということで御指摘を頂きました。

指導者の確保については、この運動部活動の地域移行を進める上で大きな課題の一つとなりまして、8月29日の協議会においても、各市町村から指導者の確保が課題として挙げられたところでございます。

県内の令和3年度から実践研究を実施しているのですけれども、その中にあっては、例えば教員が兼職・兼業という形で土日の指導に当たるですとか、部活動指導員が指導に当たるといった形での工夫が行われているところでございまして、こういった状況も8月29日の協議会の中では、各市町村に御説明させていただいたという状況です。

いずれにしても、こういった形で指導者を確保していくということも含めまして、各地域の実情であるとか、各中学校、保護者、地域住民との意見交換が必要ということで、まずはそういった御助言をこの第1回会議の中で頂いたところですので、こういった助言を踏まえまして、各地域の実情を踏まえるということで、また議論を進めてまいりたいと考えております。

達田委員

この目標時期というのが、令和5年度の開始から3年後の令和7年度末をめどにということが言われておりますよね。といいますと、とんとんと進めていくということが求められると思うのですけれども、いろんな課題があると思うのです。まず先ほどおっしゃった

ようなスポーツ団体など、スポーツをする環境がきちんと地域にあるのかどうか。それから、スポーツの指導員ですね、先ほどおっしゃった指導者さんがこの地域にこれだけいますよということが、どういうふうになっているのか。スポーツをやりたいと思っても施設がないというね、それではできませんので、スポーツ施設がきちんと整っているのかどうか。そういう課題を全県的にこの地域はこうですよというのが分かるような、そういう資料をきちんと示していくことが必要ではないかと思うのですけれども、そういうものが例えば議会で見られるというような状況にはなっていくのでしょうか。

今田学校教育課長

達田委員より、いろんな課題の状況が地域ごとに分かるようになるのかということで御質問を頂いております。

8月29日、先ほど申し上げました協議会の検討事項といたしましては、この地域移行に関する大きな課題でございます地域の受皿、指導者の確保、活動場所の確保、大会の在り方など、こういった課題について協議を行っていくこととしております。

それで、今後の協議会の進め方については、今、担当課がないということで御説明が難しいのですけれども、今後の予定といたしましては、スポーツ庁の検討会議の提言を踏まえた正式文書というものがスポーツ庁から各自治体に発出が予定されているところでございまして、その発出された正式文書を精査しまして、今年中に本県における休日の部活動の地域移行の手引を作成しまして、各市町村には示していきたいと考えてございます。

いずれにしても、何か一つの形というよりは本当に各地域の実情に応じた形というものを模索していく必要があるかと考えておりますので、各市町村の検討なども支援してまいりたいと考えております。

達田委員

特に中学校の生徒さん、昔はほとんどの子が、運動部に入りなさいということで入っていたわけですが、嫌でも入っておったというのもあるのですけれども、今の中学生はどれぐらいの子供さんがスポーツクラブに入っているのでしょうか。

今田学校教育課長

ただいま達田委員より、今の子供たちがどれぐらいスポーツクラブに入っているかという御質問でございますが、申し訳ありませんが、今手元に資料がございませんのでお答えが難しい状況でございます。

達田委員

通告していなかったもので、数字はまた後で調べていただけたらと思います。平成28年度から30年度に全国体力・運動能力、運動習慣等調査という調査がされておりますけれども、そういうのを見ますと、全体の60パーセントぐらいの子供さんがスポーツクラブに所属しているということですよ。そして、昔と違って勝つためのスポーツとかいうのではなく、友達と一緒に楽しみたいとか、自分のペースでスポーツをしたいとか、好きな興味のある種目をいろいろしてみたいとか、そういう希望も出ているということなですよ。

ね。

ですから、とにかく自分はこのスポーツを極めたいという人もいるでしょうし、又は、いろんなスポーツを楽しみたいという人もいて、そういうスポーツに関わるニーズや自分自身の関わり方というのは違いますけれども、いろんな方が体を動かして、健康な人生を送ることができる、そういうことを中学時代に培っていくことはとても大事だと思うのです。

それで、運動部活動の実施主体を学校から地域に移しますよというだけではなくて、中学校などの生徒にはどういうスポーツのやり方がふさわしいのかということ、その環境を整えていくということをしっかり考えていただいて、計画を進めていただけたらと思います。そして、今よりもっとスポーツに親しむ人たちが出てくるように、是非お願いしておきたいと思います。

次に、今回の議会で男女共同参画基本計画第5次の骨子案についてというものを事前の委員会で頂いております。男女共同参画基本計画の第5次ということで、来年の令和5年度から令和8年度までの4年間の計画になるということなのですが、これまでの第4次計画の成果と課題、これを踏まえた上で第5次を作っていく必要があると思うのですけれども、この成果と課題というのは、いつ頃出されるのでしょうか。

多田男女参画・人権課長

現計画である第4次のこれまでの成果と課題について、いつ公表するのかという御質問でございます。現行の第4次計画につきましては、令和元年度から令和4年度、今年度までの4年間の計画ということで策定しております。12の主要課題に対し、48の成果目標を設定いたしまして、毎年、徳島県男女共同参画会議におきまして進捗状況を御報告させていただき、PDCAサイクルによる進捗管理を行ってきたところでございます。

現行計画の最終年度でございます本年度の実績はまだ固まってございませんが、令和3年度までの状況では、例えば県職員の女性管理職の割合や、県審議会等委員に占める女性の割合など、おおむね順調に進捗しているものと認識しております。

一方、課題といたしましては、成果目標の一つでございますが、男女の地位が平等だと思う人の割合は、まだ十分に浸透しているという数値ではございませんで、目標に達していないところでございます。

こうした成果と課題を踏まえまして、第5次計画におきましては、更なる女性の活躍に向けた基盤の充実、男性の家庭・地域社会における活躍の促進、男女平等の意識の浸透、生活上の困難を抱える女性へのサポート体制の拡充などの実現に向けまして、これらの視点に沿った取組内容をしっかりと盛り込んでまいりたいと考えております。

また、県民の皆様への公表につきましては、去る8月4日に開催いたしました徳島県男女共同参画会議におきまして、令和3年度末の進捗状況を資料として御提出させていただくとともに、県のホームページでも公表させていただいているところでございます。

徳島県男女共同参画会議につきましては、女性団体をはじめ各関係団体の代表者の方々に委員として御就任いただいております。次期計画の策定作業におきましても、当参画会議の下に設置いたしました徳島県男女共同基本計画策定部会と併せまして、委員に随時御審議いただくこととしております。

達田委員

今後のスケジュールを見ますと、令和5年1月にパブリックコメントを実施するという事になっております。これは是非幅広い方からいろんな御意見を寄せていただけるように取組をしていただきたいと思うのですけれども、今おっしゃった成果と課題について、こうでしたよということを県民の皆さんに知っていただいて、それを踏まえた上で御意見を寄せていただくということが大事ではないかと思うのですね。

それで、女性団体とか、女性団体でなくてもいろんな団体もございますので、皆さんにそういう資料を配布して見ていただいて、知っていただいた上で意見を寄せていただくように是非していただきたいと思うのです。

いろんなパブリックコメントが今までありましたけれども、御意見を寄せていただいたのが三人とか四人とか、そのような寂しい取組がたくさんありましたので、そういうことにならないように、是非多くの皆さんに御意見を寄せていただける取組にしていきたいと思いますのですけれども、その点いかがでしょうか。

多田男女参画・人権課長

計画につきまして、県民の皆様方への周知ということでございますけれども、達田委員御指摘のとおり、団体の方々にも周知をさせていただきます、しっかりとした計画につなげてまいりたいと考えておりますので、議会でも御論議、どうぞよろしくお願い申し上げます。

達田委員

この基本計画を立てるに当たって、この中でいろんな体系というのものもあるかと思うのですけれども、人権、そして男女平等の精神を貫くという、そういうのを示していただきたいなと思います。

特にあらゆる分野で女性が活躍できる基盤づくり、多様な働き方の創出による女性の活躍促進、これらは大事なことで、非常に立派な言葉が並んでいるように思いますけれども、多様な働き方をしてくださいよ、安い賃金でというね。そういうのも見て取れるのですよね。

これはなぜかという、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法に基づいているからだと思うのです。これは男女平等を目指すというものではなくて、一つの経済政策として掲げられているものが中心になっているので、そういうふうになっていると思います。

ですから、短時間労働であっても賃金は同じというね、そういうのを目指してきちんと労働者として保障されているという状態を作っていくことが大事だと思います。この県庁での働き方でも、女性がきちんと昇格していくというのがあって初めて、一般の企業さんもそれを目標にしていけると思うのですよね。

いろいろ分野は違うのでこれはどこそこの取組、これはどこそこの取組とみんな分かれておりますけれども、男女共同参画といいますと、一つの全体のものとして、一体として進めていかないと、いろいろと細切れで進めていくのではなかなか全体が見えなくなって

しまうと思いますので、大きな視点で県庁一丸となって取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

多田男女参画・人権課長

ただいま達田委員から、全庁にまたがる計画策定になるので、十分に連携をして策定していくようにという御助言があったと思います。

ごもっともなことでございますので、他部局との連携はもちろん当部でも策定の計画スケジュールに沿って、しっかりとした計画を作ってまいりたいと考えておりますので、これからどうぞよろしくお願いいたします。

達田委員

是非よろしくお願いいたします。

次に、保育所について、待機児童が4月の時点でゼロですよということだったのですけれども、10月1日の数というのはもう出ているのでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

待機児童の数でございます。

これまで保育士確保をはじめとする受皿整備に取り組んできた結果、令和4年4月1日現在につきましては、保育所等の入所待機児童数は県に記録が残る平成11年以降、初めてゼロになったという状況でございます。

委員から御質問の令和4年10月1日時点の状況でございますが、現在、各市町村の御協力を頂くよう、調査の準備を進めているような状態でございます。

達田委員

ちょっと時間が掛かるかと思います。

子供さんはいつも4月だけに生まれるわけではなく、年間を通じてずっと生まれてきますので、10月1日の数で待機児童ゼロなのかどうかということが大事だと思うのです。また、ゼロですよといいますが、希望する園に入れたのかということがあると思うのです。ここへ入りたかったのだけれども、入れないから違う園を紹介されたということ、希望する園とは違う所に行っている方もいらっしゃると思いますよね。それと、もう一つは、兄弟で上の子と下の子が別々の保育所へ行かなければならないというような例もあるとお伺いしました。

そういう希望する所に入れなかった人というのは、待機児童の数には入らないと思うのですけれども、そういう方が幾らぐらいいるのか、兄弟別々に行っていますよというのがどれぐらいいるのかというのは、県としてつかんでいるのでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

今、達田委員から利用したい保育所等へ入所できていない、いわゆる隠れ待機児童と言われている数、また兄弟で同じ保育所へ入所できていない数ということでございます。今現在、持ち合わせている数字については、特定の保育所等へ入所したいという希望があり

ましたのは、令和4年4月1日現在で8自治体においてあるということは認識をいたしております。

ただ、兄弟で同じ保育所へ入所できていないという数につきましては、把握できておりません。

達田委員

親は働いているから見ていただくというのが保育園なわけなのですよ。お迎えの時間というのも、本当に大変なのですよ。預けに行く時間、お迎えの時間、本当に大変な思いをして預けております。ですから、希望の所に入れなくてちょっと遠い所になってしまったとか、それから兄弟別々になってしまったとか、そういうことがあったら、本当に労働で疲れている労働者がなおさらきつい生活を強いられるということになります。是非希望する所に入れるようにしていただいて、数を数えるに当たっても、希望する所にみんな入れました、ゼロですとなるように、是非お願いしておきたいなと思います。

それと、もう1点は、産休になりましたときに、上の子供さんは退所しないといけないわけなのですよ。若いお母さんが生まれたての赤ちゃんを見ながら、走り回る2歳児、年子の場合もありますのでね、1歳児の場合もあります。1歳、2歳、3歳の子供を一緒に見ないといけない。そういう大変な状況になるわけなのですよ。

ただでさえ1人だけ見るのでも大変なのに、そういうお兄ちゃんとかお姉ちゃんが一緒にいると、本当に忙しい状態なわけなのです。それで育児ノイローゼとかよく言われますけれども、赤ちゃんが生まれますと、上のお姉ちゃん、お兄ちゃんが赤ちゃん返りしたりしますので、かえって手が掛かったりしますよね。昔は近所におじいちゃん、おばあちゃんがいたりとか、そういう御家庭も多かったのですけれど、今は単身で育てておられると、悩みを抱えているというね。だから、どうしても生まれた赤ちゃんのほうにばかり行って、お姉ちゃん、お兄ちゃんはほったらかしというね。そうなってしまったりします。

ですから、上のお姉ちゃん、お兄ちゃんが退所しなければならない制度そのものがおかしいと思うのです。一緒に育てますという方はいいのですよ。私、一緒に見ますからと。でも、見られません。体力の限界ですという方の御家庭では、きちんと公に見られるような制度に変えていく必要があるのではないかと思います。その点は、県としてはどのようにお考えでしょうか。余り送り迎えとかしたくない方ばかりだから分からないでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

今、達田委員が産休でとおっしゃっていましたが、育休での退所、退園についてだと思います。保護者が第2子以降の育児休業を取得する際に、保育所等を利用している子供につきましては、保育の必要性が認定されず退園となることが育休退園と言われております。ただ、児童福祉の観点から、市町村が必要と認めるときは継続利用が可能とされております。

本県におきましては、ほとんどの自治体におきまして、子供の年齢に関係なく、おおむね1年程度の継続利用が可能となっているような状況でございます。ただ、一部の自治体

におきましては、継続利用を3歳児以上に限定して0から2歳児については退園していただくという取扱いをしているところもございます。このような状況でございますので、県といたしましては、先ほど申しました待機児童ゼロの継続を目指すとともに、市町村と連携してこれらの対策にも努めてまいりたいと考えております。

達田委員

全県的に一律にそういう保護者の負担が軽くなるような、子育てしやすくなるような、そういう取組ができるように進めていっていただきたいと思います。

これは、先ほど申し上げました男女共同参画計画にも関連していて、男性の家庭、地域社会における活躍と言われるのですが、男性はほとんど育児に関わりませんのでね。最近、若いお父さんがお迎えに行ってくれるとか、そういうことはありますけれども、家庭の中で育児にどれだけ関わってくれているのかなというのは、まだまだ時間的には少ないと思うのです。

そういうこともまとめて、保育に関われるという状況が作れるように、男性も女性も育児に関わっていける、ゆったりした生活ができる、そういう働き方になるように是非研究し、進めていっていただきたいと思いますということを申し上げて終わります。

長池委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

以上で質疑を終わりたいと思います。

これをもって、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。（11時38分）